

道志村保育所 利用者負担額(保育料)階層区分表

階層区分	定義	費用徴収基準 3歳未満児		費用徴収基準 3歳以上児		
		保育標準 時間	保育 短時間	保育標準 時間	保育 短時間	
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	
第2	市町村民税 非課税世帯	9,000 円	8,800 円	6,000 円	5,900 円	
第3-1	市 町 村 民 税 額	所得割課税額 20,000 円未満	15,000 円	14,700 円	12,000 円	11,800 円
第3-2		所得割課税額 48,600 円未満	19,000 円	18,700 円	15,000 円	14,700 円
第4-1		所得割課税額 70,000 円未満	22,000 円	21,600 円	18,000 円	17,700 円
第4-2		所得割課税額 97,000 円未満	26,000 円	25,600 円	20,000 円	19,700 円
第5		所得割課税額 169,000 円未満	34,000 円	33,400 円	24,000 円	23,600 円
第6		所得割課税額 301,000 円未満	36,000 円	35,400 円	26,000 円	25,600 円
第7		所得割課税額 397,000 円未満	38,000 円	37,400 円	28,000 円	27,500 円
第8		所得割課税額 397,000 円以上	41,000 円	40,300 円	30,000 円	29,500 円

※ 4月～9月分は前年度市町村民税課税額、10月～3月分は当該年度市町村民税課税額により、算定します。

道志村保育所 減免規定(多子入所の場合)

保育所に2人以上入所している場合、第1子定額、第2子半額、第3子無料の減免規定を設定しています。

2人入所の場合	上の子	下の子	
	定額	半額	
3人入所の場合	上の子	真中の子	下の子
	定額	半額	無料

また、①母子世帯②在宅障害時のいる世帯③生活保護法等に定める要保護児童等については、別に第2階層・第3階層については保育料の減免規定がありません。

<対象者>

- ①母子世帯等
- ②在宅障害児のいる世帯
- ③生活保護法に定める要保護者等

階層 区分	利用者負担額（減免額）			
	3歳未満児		3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2	0円	0円	0円	0円
第3-1	14,000円	13,700円	11,000円	10,800円
第3-2	18,000円	17,700円	14,000円	13,700円